

議第104号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市
固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市固定
資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の改正に伴い改正しよ
うとする。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市
固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市固定
資産税の特例に関する条例（平成19年高山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(固定資産税の課税の免除)</p> <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、法第13条第4項又は第7項の規定により地域経済牽引事業計画の承認を受けた者（<u>法第24条</u>に規定する主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業を行う者に限る。以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、当該地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業の用に供する施設であって、次項及び第3項に規定する要件に該当するものを設置した場合において、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税を、新たに課されることとなった年度から3箇年度分に限り免除する。</p> <p>2 前項に規定する施設は、一の施設（1の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。）であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（同意日（地域経済牽引事業の促進によ</p>	<p>(固定資産税の課税の免除)</p> <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、法第13条第4項又は第7項の規定により地域経済牽引事業計画の承認を受けた者（<u>法第25条</u>に規定する主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業を行う者に限る。以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、当該地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業の用に供する施設であって、次項及び第3項に規定する要件に該当するものを設置した場合において、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税を、新たに課されることとなった年度から3箇年度分に限り免除する。</p> <p>2 前項に規定する施設は、一の施設（1の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。）であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（同意日（地域経済牽引事業の促進によ</p>

る地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条に規定する同意日をいう。）以後5年以内に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が省令第2条第1号に規定する取得価額の合計額の要件に該当するものとする。

3 （略）

る地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条に規定する同意日をいう。）以後5年以内に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が省令第2条第1号に規定する取得価額の合計額の要件に該当するものとする。

3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。